

茅ヶ崎市余剰ワクチン接種方針

茅ヶ崎市では、新型コロナウイルスワクチン接種を65歳以上の高齢者を対象とした集団接種を令和3年6月2日(水)から開始する予定です。

現在は、まだご予約をされていない方や、1回目のみ予約が確保されている方などへの対応として、接種機会の拡大に向けた関係機関との調整を進めております。

一方で、接種予約のキャンセル等で発生する余剰ワクチンにつきましては、可能な限り有効に活用する必要があるものと考えます。

キャンセル等によるワクチンの余剰はわずかであると予測されますが、発生した場合に、貴重なワクチンを有効に活用するため、本市における対応方針について、次のとおり定めました。

1 対応方針

キャンセル等により、ワクチンに余剰が生じてしまった際の廃棄を可能な限りなくすため、「余剰ワクチン接種対象者」を定め、接種を実施します。

2 余剰ワクチン接種対象者の考え方

- (1)当日キャンセル発生時の即時対応が可能なこと
- (2)キャンセルによる余剰ワクチンの発生率は低いと予測されるほか、一定期日までの確実な接種を担保するものではないため、余剰ワクチン接種対象者に過剰な期待をさせないこと
- (3)国が要請している、高齢者の7月末接種完了に寄与すること
- (4)マスクの装着が困難な赤ちゃんや幼児等への感染拡大・クラスター発生の防止につながること
- (5)余剰ワクチン接種対象者登録の手続等に係る、市民と行政双方の負担を極力低減すること

3 余剰ワクチン接種対象者

- 集団接種会場で8月以降の接種予約をされた方(電話番号登録のある方に限る)
- 保育士・幼稚園教諭(公立・私立問わない)
- 予防接種会場で接種業務に従事する職員等

4 その他

- (1)本方針は、キャンセル等によりワクチンに余剰が生じた際に、ワクチンを無駄にすること無く有効活用するための取り組みを示すものです。
- (2)余剰ワクチンが生じた際には、上記対象者のうち任意の方に対して、お電話によりご連絡させていただきます。
- (3)本方針は、今後の接種進行に伴い、必要に応じて見直しを行ってまいります。

令和3年5月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光